

八代浄水場沈殿池及び排水処理施設築造工事

(建築)

特 記 仕 様 書

第1章 総則

1.1 総括事項

1.1.1 適用範囲

本仕様書は、上天草・宇城水道企業団（以下企業団と称す）が発注する八代浄水場沈殿池及び排水処理施設築造工事(建築)に適用する。

1.1.2 適用仕様書、基準、指針等

図面に記載された「特記仕様書」を参照すること。

1.1.3 法令等の遵守

工事の施工にあたり、受注者は、次に掲げる主な法律及びその他関係法令、条例、規則等を遵守しなければならない。

建築基準法、建設業法、道路法、道路交通法、労働基準法、労働安全衛生法、電気事業法、職業安定法、労働災害補償保険法、緊急失業対策法、公害対策基本法、騒音規制法、振動規制法、河川法、港湾法、消防法、文化財保護法、中小企業退職金共済法、水質汚濁防止法、雇用保険法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水道法、企業団給水条例及び同施行規則、企業団個人情報保護条例、その他必要法令。

なお、これらの諸法規の運用適用については受注者の責任において行うこと。

1.1.4 疑義

機器の製作および工事の施工において疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議を行い、その指示に従うものとする。

1.1.5 工事範囲と受注者の責任範囲

- (1) 受注者は、設計図書に示す一切の工事に責任をもって施工すること。また、設計図書等に明記のない事項であっても、法規上・施工上または目的とする機能のために必要なものは、受注者の責任と負担において施工すること。
- (2) 運転制御システムを事前に理解し、システム障害等が発生しないよう努めること。な原因によるシステム障害が発生した場合、受注者側の責任により対処すること。

1.2 施工一般

1.2.1 施工計画

受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために工種毎に具体的な施工手順や工法等を記載した、施工計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。受

注者は、施工計画書を遵守して工事の施工に当たらなければならない。

なお、施工計画の作成に当たっては、監督員と打合せを行うこと。

1.2.2 工程管理

受注者は、常に工事の進捗状況について把握し、予定の工事工程と実績を比較して工事の円滑な進行に努めなければならない。

1.2.3 施工管理

受注者は、工事の出来形、品質、写真等がこの仕様書、設計図等に適合するように施工管理を行わなければならない。管理基準は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）によるものとし、記載のないものについては、監督員と打合せを行うこと。

1.2.4 施工上提出すべき図面等

受注者は、施工にあたり、製作図、施工図、詳細図等を提出しなければならない。また、図面作成が必要とする場合は作成の上、監督員の承諾を得なければならない。

1.2.5 適切な状況把握

受注者は、監督員が常に施工状況の確認ができるよう必要な資料の提出及び報告等、適切な措置を講じなければならない。

1.3 関連工事相互の協調

本工事と競合及び関連する工事があるため、施工順序、施工時期、関連箇所の施工方法等については十分打合せの上、支障のないよう工事の進行を図ること。

また、既設施設を運転しながらの施工となるため、既設施設を休止させないように工事を進めること。施工上、休止が必要な場合は、監督員と十分打合せをして短期間休止に努めること。

1.4 連絡調整会議の開催

本工事場所においては「八代浄水場 沈殿池及び排水処理施設築造工事の関連工事」が行われる予定である。関連工事の受注者間において工事の円滑化及び事故防止を目的とした「連絡調整会議」を定期的で開催すること。なお、連絡調整会議には監督員及び現場監理業務受託者並びに浄水場運転管理者を含めることとし、受注者は別途発注の工事担当者と工程等について十分に協議を行い、常に他工事との協調を図り施工をしなければならない。

【予定している主な他工事（別途発注：工事期間は本工事と同様）】

- ・八代浄水場 沈殿池及び排水処理施設築造工事（土木）

- ・八代浄水場 沈殿池及び排水処理施設築造工事（建築） ※当該工事
 - ・八代浄水場 沈殿池及び排水処理施設築造工事（機械）
 - ・八代浄水場 沈殿池及び排水処理施設築造工事（電気）
- ※その他関連工事が発生した場合は適宜調整を行うこと。

1.5 地元対策等

地元対策については十分配慮し、トラブルの原因を作らない様に努めること。なお、苦情があった場合は、直ちに監督員に報告するとともに適切な措置を講じること。特に環境対策には十分配慮すること。

1.6 進入退出ルート

工事関係車両等の進入退出ルートは、原則として八代浄水場正面口を利用すること。なお、工事の都合により建設用地の西側市道より搬入等を行う場合は、周辺の交通情報を十分調査したうえで監督員と協議の上、予め承諾を受けること。

1.7 交通安全

施設周辺の道路の使用にあたっては、一般の通行を優先し、作業車、運搬車等の交通安全に十分留意すること。また、必要に応じて進入退出路に誘導員を配置し、交通安全に努めること。施設周辺の道路は通学路となっており、特に朝夕における学童登下校時間帯には、十分な安全対策をとり、細心の注意を払い作業及び通行すること。

1.8 ワンデーレスポンスの実施

- 1) この工事はワンデーレスポンス対象工事である。ワンデーレスポンスとは、受注者からの協議、報告、承諾願、確認願、立会願等（以下「協議等」という。）に対して、監督員が原則として1日以内に回答するよう対応することである。ただし、1日以内の回答が困難な場合は、受注者と協議の上、回答予定日を設けるなど、何らかの回答を1日以内にするものである。
- 2) ワンデーレスポンスは、「建設工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領」に基づき実施するものとする。
- 3) 受注者は、計画工程表の提出に当たって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議すること。
- 4) 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査して差異が生じる恐れがある場合には、原因を究明するとともに速やかに書面により監督員に報告するものとする。

1.9 週休2日試行工事

- (1) 本工事は週休2日試行工事（週休2日（現場閉所型）工事）の対象工事であり、受注者が希望する場合は、「上天草・宇城水道企業団発注工事週休2日試行工事実施要領」（令和7年8月15日）（以下、「要領」という。）に基づき取り組むこととする。
- (2) 入札公告の示した予定価格は、「4週8休以上（月単位）」を見込んだ補正を行った金額である。なお、工事着手前日までに週休2日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休2日は未実施として取扱い、請負代金額を減額変更する。また、施工後に休日の達成状況を確認後、「4週8休」に満たない場合は、その達成状況に応じて完全週休2日（土日）または補正無しに変更するものとする。

1.10 保証期間

本工事における保証期間は、竣工検査後2年とする。万一保証期間内において受注者の起すべき原因による事故が発生した場合は、監督員の指示により補修または新品に交換すること。

1.11 一般事項

1.11.1 提出図書

受注者は、契約後速やかに本仕様書及び設計図面に基づき、使用材料等について、承諾願を提出し承諾後に工場製作、現場施工に着手すること。

なお、提出図書は、次のとおりとする。

- ・ 施工計画書
- ・ 施工図、各承諾関係図書
- ・ 工事工程表
- ・ 工事日誌
- ・ 関係官庁届出書類に必要な一切の図面
- ・ その他監督員が指示するもの

1.11.2 作業時間

この工事は、諸法規に違反しない範囲で出来る限り工事の促進を図らねばならないため、作業時間を平日8時30分から17時までとする。ただし工事の都合により作業時間の延長や夜間作業等及び休日作業等が必要な場合は、監督員と協議の上、予め承諾を受けること。

1.11.3 衛生管理

本工事は、稼働中の浄水施設内で行われる工事であり、工事対象物も水処理関連施設であるから、工事従事者の衛生管理に留意し、担当者を定め下記事項を行うこと。

- 1) 検便提出による検査成績の提出（検査項目等は監督員の指示による）
- 2) 不潔場所の確認・処理
- 3) 伝染病保菌者の有無確認
- 4) 仮設便所等の管理
- 5) 手洗い場等の管理
- 6) 喫煙所以外での喫煙はしないこと（浄水場内の既設喫煙所は使用しないこと）
- 7) その他工事監督員の指示によるもの

1.11.4 受注者負担

この工事に関連する次の事項及び設計に必要な費用は受注者の負担とする。

- 1) 仕様書、設計図書に明記していないが、工事の性質上または工法上当然必要とするもの
- 2) 完成及び既成部分の検査
- 3) 受注者の責に帰すべき理由による第三者に対する損害補償
- 4) 工事現場付近の保安設備
- 5) 緊急、非常の場合の臨機処理
- 6) 工事に起因する騒音、振動、粉塵への対策及び防食工等で使用する揮発体を有する資材等の養生などの環境、衛生対策に関する費用
- 7) その他些少な事項

1.12 安全管理等

- 1) 工事に際し、熊本県土木部共通仕様書に定める条項を厳守し安全管理を行うこと。
- 2) 受注者の所有する建物及び工事現場の火災及び盗難予防には、十分なる処置を講じておくこと。
- 3) 八代浄水場内の施設は工事中も稼働しているため、施工範囲を事前協議し、施設運転に支障がないよう工事を実施すること。
- 4) 工事中の危険防止対策を十分行い、また、作業従事者への安全対策を徹底し、労務災害その他の事故等の発生がないよう、十分な施工体制をもって工事を施工すること。
- 5) 仮設物及び仮設構造物は、定期的に安全確認を行い、事故等がないように管理

すること。

- 6) 受注者の責に帰すべき施工中の事故損害等が発生した場合や、既設構造物、機器、水質等に汚染及び損傷を与えたときは無償で受注者は監督員の指定する期間内に、修理又は交換しなければならない。また、設備が稼働中の場合の試運転調整及び実負荷調整は、監督員及び現場監理業務受託者並びに浄水場運転管理業者と事前に協議を行い、断水事故等が発生しないよう注意して作業を行うこと。

1.13 完成図書

完成図書は以下に示す様式、部数とする。

- 1) 完成図・施工図・機器図等は A3 サイズで各製本（上質紙二つ折り製本：縮小版） 金文字打 各 2 部
- 2) その他、監督員が指示するもの。

完成図を含む必要な図書は電子データでも納品すること。

1.14 建築確認申請等

建築確認申請等について対応を要する場合は監督員と協議の上、対応すること。

第 2 章 工事概要

2.1 電気室築造工事

新設する沈殿池及び排水処理施設に関する電気室の築造工事である。

工事の概要は、関係図面に記載された「特記仕様書」を参照すること。

第 3 章 仮設

3.1 準備・測量・後片づけ

準備、後片づけ、測量、丁張りに要する費用は受注者の費用負担で行うものとする。また、伐開、除根その他による廃棄物の処理にあたっては、監督員の指示に従い速やかに行うものとする。

3.2 工事用仮設備、用地

企業団が指定した用地以外の作業用地等の借り上げは全て受注者の負担とし、後片づけについては原形に復旧することを原則とするとともに、土地の所有者の了解を得ることとする。

3.3 工事用電力設備

電力設備、電力料料金、維持管理費、関係諸官庁への手続きに関する費用等の一切を受注者が負担するものとする。また、高圧配線、受変電設備には必ず危険表示を行い、接触の危険のあるものについては柵、囲い、覆い等の感電防止を施すこと。

3.4 工事用水

- 1) 工事用水及び飲料水の供給設備仕様については、監督員と協議の上施工すること。
- 2) 飲料水は、消毒設備等を設けて衛生面に十分考慮すること。

第4章 雑則

- 4.1 受注者は、細部にわたり良心的かつ高度の技術をもって設計、製作、据付けにあたり、運転に際し支障を生じないようにすること。
- 4.2 受注者は、本工事着手にあたり、関連業者と事前協議を行い、工事の進捗に支障のないようにすること。
- 4.3 本工事の基礎、その他のコンクリート工事は、確実に実施し、かつ工事の痕跡を残さぬよう仕上げること。
- 4.4 受注者は、本工事に起因する騒音・振動等について、関係法令を遵守するのはもちろんのこと、発生を出来る限り防止するとともに、技術的な対策を十分に施さなければならない。
- 4.5 受注者は、本工事着手にあたり、地区住民及び公共交通機関等に周知するとともに、安全対策を十分に施さなければならない。